

6月

神戸市西区相続と不動産無料相談会

家族の
相続問題と
不動産問題を
一挙に相談できる
相談会です!!

神戸市西区在住の方・会場のお近くにお住まいの方はどうぞお気軽にご来場ください。当日のご来場もお受付いたします。(事前予約優先)

2日間限定! 専門家が不動産や相続のお困りごとの相談をお受けします!!
司法書士・税理士・不動産コンサルタントが西区に集結!!

相続診断士
宅地建物取引士
瀧田 貴大



司法書士
上内 紀裕



税理士
松浦 龍太



相続(手続き・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか?

- 相続税が将来いくらかかるのか把握したい
- 相続登記を相談・依頼したい
- 生前にできる相続対策について相談したい
- 賃貸経営のトラブルや管理方法の相談をしたい
- 不動産問題(借地・底地/共有/空き家/売却)の相談をしたい
- 予定している遺産相続が相続税に及ぼす影響を知りたい
- 相続税申告をお願いしたい
- 家族信託の活用方法を教えて欲しい

開催日時 6/4日・6/5月

西区文化センター(旧西区民センター)

2階 会議室 210:00~17:00 [最終受付16:00]



● 神戸市西区糞台5丁目6-1 ● 駅から会場へは「東出口」よりお越しください。

家族信託・遺言

相続税申告

不動産の問題

賃貸経営・建て替え

遺産分割のご相談

相続登記

注目ニュース1 2024年4月から相続登記が義務化!



相続した不動産の登記をしないとうなるの?

不動産を相続した場合、その相続を知ってから3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。



100万円以下の土地は免税措置対象になる?

現在、100万円以下の土地を相続登記する場合、登録免許税の「免税措置」が実施されています。是非ご相談ください。

注目ニュース2 ご存じですか? 生前贈与の税改正!



2024年1月から相続税の生前贈与加算が7年に延長!

令和5年度の税制改正で、生前贈与加算の対象を死亡日前の3年間で7年間に延長することが決定。更に相続時精算課税に年110万円控除の新設も! 早期対策をして、円滑な贈与計画を考えて見ませんか?



年齢などを考えた贈与の制度利用をしてみませんか?

税改正により、新たな制度の活用範囲はその人の年齢や想いなどに応じて、贈与方法を考えて使い分けをすることが必要です。あなたが遺したい人への想いを是非ご相談ください。

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※当日の日程が合わない場合にも柔軟に対応いたします。※土日祝もお気軽にお電話ください。

0120
FREEDIAL

0120-851-666

事前予約制

新型コロナウイルスへの対策として事前予約制により、来場人数の調整を行います!!

※予約の方が優先となりますが、当日直接会場へ来られた方も対応しております。

相談員

司法書士/上内 紀裕
(大阪司法書士会 第5039号)

税理士/松浦 龍太
(近畿税理士会 第139021号)

相続診断士・宅地建物取引士/瀧田 貴大

「相続」と「不動産」のお悩み解決します!!

家族信託による認知症対策

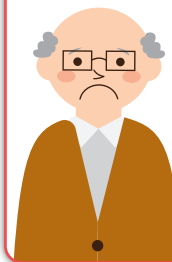


もし、認知症になったら、
所有する不動産や預貯金は
どうなるんだろう。
事前対策の
アドバイスをしたい。

認知症や脳梗塞などで判断能力が低下すると、自宅を売却することやアパートの管理が難しくなります。また、預貯金が引き出せないリスクもあります。
病気になる前に対策をすることで、アパートの管理などがスムーズにできます。
その内容をお話させていただきます。



賃貸経営の問題点



賃貸物件
(アパート・ビル等)が
古くなってきた。
空室がなかなか埋まらず、
収支が悪くなり悩んでいる。

建物が築20年を超えてから空室がなかなか埋まらず、家賃も下がってきており、先々に不安を感じている大家さんが増えてきています。建物・設備ともに老朽化してきており、修繕費(リフォーム含む)にどこまでお金を掛けて良いかを知りたい方(お金をたくさん掛ければ良いと言うものではありません)。空室・家賃収入減少・不良入居者等の問題による賃貸物件の経営改善をして、これから先の不動産賃貸経営が安定して行えるようにご案内をいたします。



相続税申告



相続税の
申告だけでなく、
将来の相続をふまえた
相談をしたい。

相続は、家族関係の問題と財産の問題が複雑にからまる上に、税金のことも気になるとても難しい問題ですよね。
どんな備えが必要なのか、何から取り組んだら良いのか、相続について常日頃から取り組んでいる税理士に相談してみませんか。



遺産分割のご相談



子どもたちが
もめないように
分けたい。
何か良い方法はあるの？

不動産は分けにくい財産です。
共有で相続することは問題の先延ばしになってしまい、後々、子どもたちが揉めてしまうケースもあります。
遺言書作成や納税資金確保など、どんな対策方法があるのか専門家にご相談ください。
勿論、不動産の売却のご相談も承っております。



不動産の問題点



親から不動産を
相続したが、土地の
賃貸は権利関係が
よく分からない。

土地の賃貸(借地権)の問題は、あやふやな点が多いので、貸主と借主の認識の違いによりトラブルに発展することもあります。
専門家に相談し、何が問題なのかを把握しましょう。
他に、親族と共有状態の不動産や実家の空き家問題等、次世代に引き継がせずに、今、解決をしておきましょう。



相続手続(期限と目安)



相続手続きって
何から手を付ければ
良いのか分からない。
名義変更の
仕方が分からない。

相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続きが必要となってきます。また、期間の制限のあるものや複雑な手続きが必要なものもあります。
当相談会では、ご相談者様一人ひとりに合わせたオーダーメイドの相続手続きプランをご提案いたします。
※各種専門家と提携。



相続安心
相談
グループ

司法書士法人カナリヤ

大阪府大阪市中央区北浜東1番12号 千歳第一ビル6階

智創税理士法人 神戸事務所

兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館22階

株式会社HitoToki

兵庫県明石市西明石北町1-3-20 エルコーが88 1階

お問い合わせ・ご予約【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください



0120-851-666

事前
予約制